

障害者福祉システム等標準化検討会（第3回）

令和6年9月27日 【資料1】

障害者福祉システム等標準化検討会 （第3回）

令和6年度下期に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和6年9月27日

事務局提出資料

1. 令和6年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書4.0版を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和7年までの行政手続きオンライン化に向けた対応	制度改正以外	2～3頁	令和7年1月
2	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応 ※ PMH仕様書の変更内容(ver.1.2)を反映	制度改正以外	4～5頁	
3	令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う運用変更の検討 ※ 被保険者の確認方法等、検討課題一覧の対応	制度改正	6～8頁	
4	地域生活支援事業を標準化の対象とすべきかの検討	制度改正以外	9～12頁	—
5	(検討中)扶養控除見直しの対応	制度改正	令和7年度以降に検討	
6	(検討中)自立支援医療のオンライン資格確認に伴い受給者証や負担上限額管理票の扱いが変更となる場合の対応	制度改正		
7	(検討中)医療DXの推進に関する工程表に示されている意見書等のオンライン提出の対応	制度改正		

・上記の他に、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しも予定しています。

2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1「令和7年までの行政手続きオンライン化に向けた対応」の概要は以下のとおりです。国制度手当及び特別児童扶養手当の所得状況届がマイナポータルぴったりサービスに対応していることを踏まえ、**現時点においては、国制度手当及び特別児童扶養手当の事務手続きのうち、マイナポータルぴったりサービスの対応に資すると考えられる事務手続きについて対応することを予定しています。**

機能・帳票要件			【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					要件の考え方・理由	
大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分					
				障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	0220077	<p>マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。</p> <p>申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害者福祉手当（福祉手当）所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」により実現している事務 	◎	◎	×	×	◎	「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。

「標準仕様書間の横並び調整方針」（次頁の参考1）に記載された内容と同一の内容を規定している。

マイナポータルぴったりサービスに対応している手当の所得状況届に関する3つの手続きを規定している。当該機能に追加する事務手続きを検討するとともに、適合基準日についても検討する。なお、マイナポータルぴったりサービスに対応するためにプリセット（帳票イメージ及び入力項目設定）を作成することに伴い、管理項目や帳票要件に影響が出る場合は、合わせて標準仕様書を見直す。

(検討論点1の参考) デジタル庁「標準仕様書間の横並び調整方針」の規定内容

3. マイナポータルびったりサービスに関すること

- マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。
「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に従って構築された申請管理システムと基幹業務システムとの申請データの連携方法については、当該仕様書にて規定される以下の方式3、4（基幹業務システムの改修を要する方式）についても、過渡的な対応として認められることから、その旨を機能要件及び「要件の考え方・理由」等において記載することとする。

方式3 入力画面に取込機能実装

方式4 一括取込機能の実装

【実装必須機能】

- (1) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続（以下「重点計画記載手続」という。以下同じ。）を行う基幹業務システムの場合

マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。

なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。

申請管理機能がマイナポータルびったりサービスに対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

【対象事務】

- ・〇〇 ※重点計画記載手続
- ・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能

- (2) (1)以外の基幹システム（国民年金システムを除く。）の場合

マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。

なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。

申請管理機能がマイナポータルびったりサービスに対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

【対象事務】

- ・△△ ※重点計画記載手続がなくても記載可能

ここに障害者福祉の各申請・届出手続きを記載している

当内容と同一の内容を障害者福祉システム標準仕様書に規定している

当内容と同一の内容を障害者福祉システム標準仕様書に規定している

- (1)、(2)ともに「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。

3. 検討論点2の概要について(1/2)

- 検討論点2「PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応」は、令和6年8月1日及び令和6年9月3日にデジタル庁のHPに公表されたPMH設計書等の内容を標準仕様書に反映する予定です。

No	6月WT時点	6月WT後
1	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体).html ※ver.0.10	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体).html ※ver. 1.0.0
2	—	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E01_医療費助成対象者情報登録API(自治体/CSV).html ※ver. 0.1.1
3	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体).html ※ver.0.10	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体).html ※ver. 1.0.0
4	—	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E03_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体/CSV).html ※ver.1.0.0
5	—	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E06_医療費助成対象者差分履歴情報登録API(自治体).html ※ver.1.0.0
6	—	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E05_医療費助成対象者差分履歴情報登録API(自治体/CSV).html ※ver.1.0.0
7	—	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E08_医療費助成対象者差分履歴情報登録結果取得API(自治体).html ※ver.1.0.0
8	—	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E07_医療費助成対象者差分履歴情報登録結果取得API(自治体/CSV).html ※ver.1.0.0
9	【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver0.10.xlsx	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.1.1.xlsx
10	—	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録エラーファイル_Ver.1.1.xlsx
11	—	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル_Ver.1.1.xlsx
12	—	【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録エラーファイル_Ver.1.1.xlsx
13	自治体システムベンダー向け【資料1】本資料	【PMH】R6自治体ベンダ向け資料_v1.1.pdf
14	—	(別添)【PMH】R6差分履歴連携仕様について_v1.0.pdf
15	—	(別添)【PMH】制度関連マスタ説明資料_v1.1.pdf
16	—	【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明_v1.0.xlsx
17	API連携バッチ処理仕様書 第7版	API連携バッチ処理仕様書 第7版

PMHへ連携する項目の追加・削除や差分連携の対応等に伴い、関連する機能要件や（別添1）PMH登録時の自立支援医療設定内容について、見直す予定である。

3. 検討論点2の概要について(2/2)

○ PMH設計書による連携項目は、全件と差分で異なり、連携項目が大幅に追加されています。

Ver0.10 ※標準仕様書4.0版		Ver1.2 (全件)		Ver1.2 (差分)	
#	項目名(ヘッダ)	#	項目名(ヘッダ)	#	項目名(ヘッダ)
1	機関別受給者証種別ID	1	機関別受給者証種別ID	1	機関別受給者証種別ID
		2	機関別受給者証ID ※v1.0にて削除	2	機関別受給者証ID ※v1.0にて削除
2	個人番号 (マイナンバー)	3	個人番号 (マイナンバー)	3	個人番号 (マイナンバー)
3	氏名	4	氏名	4	氏名
4	氏名カナ	5	氏名カナ	5	氏名カナ
5	住所	6	住所	6	住所
6	生年月日	7	生年月日	7	生年月日
7	性別	8	性別	8	性別
8	不開示フラグ	9	不開示フラグ	9	不開示フラグ
9	公費負担者番号	10	公費負担者番号	10	公費負担者番号
10	受給者証名	11	受給者証名	11	受給者証名
11	公費受給者番号	12	公費受給者番号	12	公費受給者番号
				13	受給者証サブキー
12	区分	13	区分	14	区分
		14	所得区分	15	所得区分
		15	追加条件	16	追加条件
13	指定医療機関情報	16	指定医療機関情報	17	指定医療機関情報
		17	常に償還払い	18	常に償還払い
		～	～		
50	有効期間開始日	160	有効期間開始日	161	有効期間開始日
51	有効期間終了日	161	有効期間終了日	162	有効期間終了日
				163	履歴キー
		162	失効日 ※v1.0にて削除	164	失効日 ※v1.0にて削除
				165	削除フラグ
52	受給者証券面項目 (複数)	163	受給者証券面項目 (複数)	166	受給者証券面項目 (複数)

「(別添1) PMH登録時の自立支援医療設定内容」は、全件と差分のそれぞれを反映する。

差分特有の項目が追加されている。

新たな項目が追加されている。

4. 検討論点3の概要について

○ 検討論点3「令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う運用変更の検討」の概要は、以下のとおりです。

No	意見元	ご意見の内容	事務局回答
1	令和6年度 第2回検討会	<p>【自立支援医療の記載事項変更届の様式について】 同一保険加入者全員について、情報提供ネットワークシステムで保険証情報を確認することのだが、マイナンバーを利用する情報照会であるため、申請書・届出に本人からの提供でマイナンバーを記載してもらう必要があると思われる。しかしながら、現在示されている帳票レイアウトの、自立支援医療(更生・育成・精神通院)の記載事項変更届には、受診者および保護者の個人番号記入欄はあるが、同一保険加入者の個人番号を記載する欄は設けられていない。 <u>同一保険加入者全員をマイナンバーで情報連携することを想定しているのであれば帳票レイアウトに同一保険加入者のマイナンバーを記載する箇所を設けるか、マイナンバーを用いる場合は記載事項変更届ではなく申請書の方を使用するよう運用方法を統一する等した方が良いのではないか。</u></p>	世帯員が変更となる場合等は、世帯員を情報照会する必要等があるため、個人番号欄が必要との意見で承知いたしました。
	【確認観点1】 変更届の世帯員の個人番号記載の方法		
2	令和6年度 第2回検討会	<p>【自立支援医療の所得確認を行う際の同意書について】 当市では現在、受診者および同一保険加入者の所得調査について、自立支援医療の申請の際には申請書とは別に、同意書兼調査書を記入してもらうことで同意確認を行っている。しかし、標準化後の帳票には、調査書はあれど同意書はない。 地方税関係情報をマイナンバーを用いて調べる際には、地方税法に基づく守秘義務の関係上、事前に本人から同意を得る必要があると認識しているのだが、<u>同意書の標準化は不要であるか。また、同意書を標準化の対象としない場合、都道府県や市町村の現行様式をそのまま利用して差し支えないか</u>(申請書の自由記載欄はほかの用途で使用する可能性があり、なるべく使用したくない。同意を得る必要性はどこ自治体にもあると思うので、同意を得るための様式は統一した方が良いのではないかと考える)。 ⇒(追加意見)所得確認の同意書について、<u>申請書に所得状況を公簿等で確認する旨の本人同意欄を設けることや申請文に追加する等により、出来るだけ確認書として帳票を追加しない工夫ができる</u>とよいと考える。</p>	所得確認を行う際の同意書の追加が必要であるとの意見で承知いたしました。また、追加のご意見についても検討させていただきます。
	【確認観点2】 受給者及び世帯員の所得確認の同意方法		

(検討論点3の参考) 担当課への情報共有について(1/2)

- 以下については、制度の運用面に関する内容であることから、担当課へ情報共有しています。今後、必要に応じて標準仕様書を見直す予定です。

No	意見元	ご意見の内容	事務局回答
1	令和6年度 第1回個別 検討WT	自立支援医療においては、情報提供ネットワークシステムを使って保険証の情報を照会したことがあるが、その際、被保険者の氏名が表示されないことがわかった。 <u>被保険者が誰かを特定する必要があるため、被保険者の氏名を表示できるように対応をお願いしたい。</u>	被保険者を特定するために、加入保険が社保、国保・共済組合、他市町村国保の場合、情報提供ネットワークシステムを利用して確認していただく際に、被保険者証記号番号の枝番部分を確認することにより被保険者を特定することは可能であると考えております。
2	令和6年度 第2回検討 会	(No.1の回答に対する追加意見) なるべく早期に情報提供ネットワークシステムのデータ標準レイアウトに「 <u>被保険者の氏名</u> 」という項目を追加してほしい。併せて情報照会の結果の見方(記号・番号・枝番の判別方法等)、記号番号枝番の付番規則の解説や保険組合一記号番号の読替え表等を作成・共有していただけると、事務担当者の負担軽減になるのでお願いしたい。	全国意見照会でも同様の意見をいただいているが、内容として標準仕様書の機能としての意見ではなく、被保険者証の廃止に伴う運用上の課題と思われるため、担当課である、厚生労働省の精神・障害保健課へ共有させていただきます。

(検討論点3の参考) 担当課への情報共有について(2/2)

No	意見元	ご意見の内容	事務局回答
3	令和6年7月の全国意見照会	<p><u>被保険者の氏名がマイナンバーでの連携で確認が難しい</u>と思うのですが、確認できるようになっているのでしょうか？</p> <p>また、<u>国民健康保険が他市町村の場合、同一保険者の把握が難しい</u>と思うのですが、どのようにしていくのでしょうか？</p> <p>保険証発行がなくなり、世帯の変動について申請者がわかっていない場合、自立支援医療の月額上限の額が正しいか判断がむずかしくなると思います。また、現在の自立支援医療の様式では保険の記号・番号を記載するようになっていますが、窓口業務において記載が出来なくなると思います(マイナンバーを連携できる部屋が遠く、連携するための入力に時間もかかるため)。</p>	
4	令和6年7月の全国意見照会	<p>直接的に、機能・帳票要件・帳票詳細要件に関係はしませんが、すでに他市からも、懸案・課題としてあがっているとおり、自立支援医療の支給認定に必須である<u>社会保険の被保険者氏名を情報提供ネットワークシステムにて確認できるよう、早急なご対応いただきたい</u>です。</p> <p>理由としては、自立支援医療の支給認定に係る所得区分を判定する際、社会保険加入者の場合は被保険者の所得を確認する必要があり、情報提供ネットワーク利用にて保険の被保険者氏名が確認できない場合は、健康保険証廃止後も、社会保険加入者のみは、「保険証」「マイナ保険証」「資格確認書」等の提示が必要となり、申請者への事務負担が生じるためです。</p>	No.1、2と同様の回答になります。

5. 検討論点4の概要について

- 検討論点4「地域生活支援事業を標準化の対象とすべきかの検討」は、第2回個別検討WT(令和6年6月14日開催)における検討等を踏まえ、令和7年1月末を目途に「地域生活支援事業を標準化の対象とすべきかの結論」を得ることを予定しています。
- なお、当検討はベンダ構成員の参加が必要であることから、11月1日開催予定のWTとベンダ分科会を合同で実施する予定です。

No	今後の検討の具体例
1	<p>地域生活支援事業には多くの事業があるが、標準化の対象としたい事業、各事業における帳票の種類や様式、利用者負担額の考え方等、自治体により多種多様であるため、標準化の対象とすること(標準仕様書で縛ること)に本当に問題はないか。標準化の対象外のままとしたほうがよい自治体も多いのではないか。</p> <p>※1 標準化の対象とする場合、例えば申請書や受給者証等は1種類を規定し、合わせることとなる。自治体に合わせて受給者証等の種類を複数用意し、オプション化して選択できるようにすると、ベンダの実装範囲が広がり、利用料の高額化に繋がる可能性があるため、標準化の趣旨に合わなくなる恐れがある。</p> <p>※2 国保連委託については、20道府県、158自治体に限られている。</p>
2	<p>条例・規則を改正する際や運用等を見直しする際に、標準化の対象となることで地域の実情にあった事業として実施することの障壁にならないか。</p>
3	<p>仮に標準化の対象として、ご意見の多い移動支援、日中一時支援、訪問入浴、地域活動支援センター機能強化事業、日常生活用具を検討のベースとした場合、意思疎通支援や生活訓練等は独自施策システム側に残るため、困る自治体もあるのではないか。</p>
4	<p>自治体においては、標準化の対象外である前提で標準準拠システムへの移行が進められており、仮に標準化の対象とし、適合基準日を遅い時期にしたとしても対応できない自治体が多いのではないか。</p>
5	<p>ベンダにおいては、標準化の対象外である前提で標準準拠システムや独自施策システムの設計・開発を進められており、仮に標準化の対象とし、適合基準日を遅い時期にしたとしても対応できないベンダが多いのではないか。</p>

(検討論点4の参考) 第2回個別検討WTの振り返り(1/3)

- 現状、地域生活支援事業を含む独自事業(横出し)は、地域の実情に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものであるため標準化の対象外としています。その上で、標準準拠システムと独自事業(横出し)を管理するシステム(独自施策システム)が分かれることによる弊害を最小化するために、標準準拠システムと独自施策システムとの連携機能を規定し、それぞれのシステムで必要な情報を検索、表示、抽出できるようにしています。

No	標準化の対象外とした理由	補足
1	地域の実情にあった事業として実施できるようにするため	標準化の対象外とすることで、条例や規則の制定・改正に伴うシステム機能に迅速・柔軟に対応可能となる
2	システム分離の弊害は最小化可能であるため	独自施策システムとの連携機能を規定したことで対応可能となる
3	一体的なシステム管理も可能であるため	経過措置により認められている(経過措置の期限は未定)
4	一定の費用補助があるため	新たに発生する連携機能については補助対象となっている
5	地域生活支援事業以外にも独自手当や交通費助成等の独自事業が多数あるため	地域生活支援事業の一部の事業を標準化の対象としても、他の独自事業は独自施策システムとなる

- 一方で、地域生活支援事業の一部の事業等について標準化の対象としてほしいとの意見があるため、上記に記載した現状の整理では対応が困難な事項がないか確認させていただきたい。

No	確認したい事項(例)	補足
1	自治体で困難な事項はないか	例えば、経過措置の期限の目安やいつ頃分かるのか 等
2	ベンダからみて困難な事項はないか	
3	その他、事業者等で困難な事項はないか	標準化は自治体システムに義務付けるものであるため、事業者には影響しないと考えている。

○ ご意見は以下のとおりです。

No	ご意見の内容	個別検討会における回答
1	<p>弊社はPKGを複数開発しており、いずれのPKGも現状は地域生活支援事業と障害福祉サービスを一体的なシステムで管理しているが、標準化に伴いPKGによって方針が異なる。経過措置を利用して一体的なシステムのままとするPKGと令和7年度の標準準拠システムへの切替のタイミングで地域生活支援事業と障害福祉サービスを分離する方針のPKGがある。そのため、<u>一体的なシステムの場合は経過措置の期限がいつまでとなるか</u>明確にならないと今後の計画に影響するため、経過措置の期限設定における見解を伺いたい。</p>	<p>(デジタル庁)経過措置の期限については、現時点では当分の間としているが、標準準拠システムの移行後にシステムの開発や運用状況、また、自治体における事務処理等の実態を踏まえて、丁寧に対応する必要があると考えている。そのため、現時点で明確な期限は想定していないが、突然期限を提示するといったことはなく、関係機関としっかりと協議しながら進めていく予定である。</p>
2	<p>また、<u>仮に地域生活支援事業を標準化の対象とする場合は、開発期間の確保等の理由から、十分な経過措置を設けていただく必要がある。</u></p>	<p>(事務局)ご意見のとおりと認識しており、仮に地域生活支援事業を標準化の対象とする場合は十分な期間が必要と考えている。</p>
3	<p>現在、当市では<u>地域生活支援事業の移動支援や訪問入浴サービスについては、障害福祉サービスと一緒に決定事務を行っている。</u>そのため、地域生活支援事業と障害福祉サービスの事務処理が別になることにより、市民からすると受給者証が別々になってしまう。 障害福祉サービスの支給決定事務と地域生活支援事業の移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援の支給決定事務を同時に行っており、事業者も居宅介護と移動支援は同一事業者が提供していることが多くあることから、<u>一体型の受給者証で運用をしている。</u></p>	<p>(事務局)障害福祉サービスと地域生活支援事業の支給決定内容を一枚の受給者証へ記載し運用されているという認識でよいか。 ⇒(構成員)その通りである。</p>
4	<p>また、<u>行政では別システムで管理を行うこととなり、市民にしても行政にしてもわかりにくさや作業負担が増えることが考えられる。</u>さらに<u>国保中央会の審査支払システムでは障害福祉サービスと同様に地域生活支援事業の対応がされていることから、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援については標準化の対象とし一体的に取り扱うことで事務の効率化につながる</u>と考える。</p>	<p>(事務局)障害者福祉施策としては地域生活支援事業以外にも条例で定めた事業として、例えば重度障害者医療、福祉タクシー、ガソリン補助やその他手当事業などがあり、こういった事業は独自施策システムとして残ることとなる。そのため、ご意見いただいた事業を標準化の対象としたとしても、自治体の事務の効率化にどこまで効果があるのか定量化が難しいところである。 ⇒(構成員)当市では重度障害者医療や福祉タクシーといった事業についてはシステム化しておらず、Excelによる管理をしている。</p>
5	<p>当市では地域生活支援事業については、国保連へ請求の審査委託は行っていないが、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援といった事業については、対象者の障害福祉サービスの情報も確認し、支給決定を行っている。そのため、同様に移動支援、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援については標準化の対象としていただきたい。あわせて、日常生活用具等給付事業も対象者が多いため、<u>同一システムとして事務処理ができることが望ましい。</u></p>	

○ 市町村地域生活支援事業は以下のとおり多種多様です。

No	必須事業
1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	<u>日常生活用具給付等事業</u>
8	手話奉仕員養成研修事業
9	<u>移動支援事業</u>
10	<u>地域活動支援センター機能強化事業</u>

(参考) 交付税を財源として実施する

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業
- ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成
- ・ 更生訓練費給付

赤字は、過去に標準化を望む意見があった事業である。

No	任意事業
1	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) <u>訪問入浴サービス</u> (3) 生活訓練等 (4) <u>日中一時支援</u> (5) 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (6) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (7) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (8) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2	社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託